

一般社団法人信州上田観光協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人信州上田観光協会（以下「協会」という。）の会員に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）により、反社会的勢力及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないことを誓約し、理事長に申し込まなければならない。

2 入会は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(特典)

第3条 会員は定款に定めるもののほか、協会が出展するイベント等への参加及び協会の発信する情報等を受けることができる。また、協会ホームページにおいて、店舗紹介等の情報掲載をすることができる。

(会費)

第4条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年間 30,000 円とする。
- (2) 賛助会員は、年間 20,000 円とする。

2 会費は、原則として毎年度7月末までに納入しなければならない。ただし、新規加入の時は入会決定後 30 日以内に納入するものとする。

(退会)

第5条 会員は、退会するときは退会届（様式第2号）を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会費の返還)

第6条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則 （平成29年4月3日）

この規程は、一般社団法人信州上田観光協会の登記の日から施行する。